

改定の内容

○保育所の役割

- ・保育所の役割(目的・理念、子どもの保育と保護者への支援など)、保育士の業務、保育所の社会的責任の明確化

○保育の内容、養護と教育の充実

- ・養護と教育が一体的に展開される保育所保育の特性とその意味内容の明確化
- ・養護と教育の視点を踏まえた保育のねらいと内容の設定
- ・保育の内容の大綱化、改善・充実
- ・誕生から就学までの長期的視野を踏まえた子どもの発達の道筋
- ・健康・安全及び食育の重要性、全職員の連携・協力による計画的な実施

○小学校との連携

- ・保育の内容の工夫、小学校との積極的な連携、子どもの育ちを支えるための資料の送付・活用

○保護者に対する支援

- ・保育所の特性や保育士の専門性を生かした保護者支援
- ・子どもの最善の利益の考慮、保護者とともに子育てに関わる視点、保護者の養育力の向上等に結び付く支援の重要性

○計画・評価、職員の資質向上

- ・自己評価の重要性、評価結果の公表
- ・研修や職員の自己研鑽等を通じた職員の資質向上、職員集団の専門性の向上
- ・施設長の責務の明確化

改定に伴う今後の検討課題

- 指針の趣旨・内容の保育現場等への伝達・普及
- 保育内容の充実に資するための制度改正(児童福祉施設最低基準の見直し)
※ 養護及び教育を一体的に行うという保育所保育の特性を明記。
- 保育所における人材の確保と定着
- 保育環境等の整備
- 保育の質の向上のためのプログラムの策定